

2014. 12

〈特別寄稿〉

『近世日本とルソン—「鎖国」形成史再考—』補論 清水 有子 ... 1

〈論文〉

The Hizen ware in the Philippines: Its historical and archaeological significance
..... ニダ・T. クエバス ... 11

Naufragio, colonización y comercio:
relaciones entre Filipinas y Taiwán en los siglos XVI y XVII
..... 方 真 真 ... 33

メノアメリカ考古学における日本人研究者
..... 市 川 彰 ... 51

Dinámicas de interacción en la transición del Formativo al Clásico:
Los resultados preliminares del Proyecto Arqueológico
Tlalancaleca, Puebla 2012-2014
..... 嘉幡茂／村上達也／フリエタ・M.= ロペス・J.／
..... ホセ・ファン＝チャベス・V. ... 73

メキシコ・ゲレロ州海岸山岳地域の共同体警察による代替的司法の挑戦(前編)
..... 小 林 致 広 ... 107

Anton Chino:
A diáspora de um escravo de Cochim pelo mundo luso-espanhol dos séculos XVI e XVII.
..... マリア・デ・デウス・ペイテス・マンソ／ルシオ・デ・ソウザ ... 121

16世紀ニカラグアにおける造船拠点の成立条件に関する考察
..... 立 岩 礼 子 ... 133

〈研究ノート〉

氾濫するドラッグの中で人生の偶発性と向き合えるか
—経済発展を続けてきたブラジルでドラッグの合法化を考える
..... 高 橋 慶 介 ... 151

〈調査研究報告〉

ニカラグア学術調査報告「2014夏期調査」—アメリカ地中海文化圏研究へのアプローチ—
..... 辻 豊 治／南 博 史 ... 161

No.

14

〈ARTÍCULO INVITADO〉

A supplement of *Kinsei nihon to Luzon*..... Yuko Shimizu ... 1

〈ARTÍCULOS〉

The Hizen ware in the Philippines: Its historical and archaeological significance
..... Nida T. Cuevas... 11

Naufragio, colonización y comercio:
relaciones entre Filipinas y Taiwán en los siglos XVI y XVII Chenchen Fang ... 33

Japanese Scholars in Mesoamerican Archaeology Akira Ichikawa ... 51

Dinámicas de interacción en la transición del Formativo al Clásico:
Los resultados preliminares del Proyecto Arqueológico
Tlalancaleca, Puebla 2012-2014
Shigeru Kabata/Tatsuya Murakami/
..... Julieta M. López J./José Juan Chávez V. ... 73

Los desafíos de la justicia alternativa por la CRAC-PC de La Costa-Montaña de Guerrero,
México (Primera parte) Munehiro Kobayashi ... 107

Anton Chino:
A diáspora de um escravo de Cochim pelo mundo luso-espanhol
dos séculos XVI e XVII. Maria de Deus Beites Manso/Lúcio de Sousa ... 121

El Realejo y sus condiciones como el puerto próspero durante el siglo XVI
..... Reiko Tateiwa ... 133

〈NOTA Y COMENTARIOS〉

Facing the contingency of life in the overflow of drugs:
Rethinking the legalization of drugs and economic growth in Brazil
..... Keisuke Takahashi ... 151

〈NOTAS DE INVESTIGACIÓN〉

Informe sobre la investigación académica de Nicaragua [Investigación de verano, 2014]
—para estudios del área cultural del Mar Mediterráneo Americano—
..... Toyoharu Tsuji/Hiroshi Minami ... 161

〈論文〉

メキシコ・ゲレロ州海岸山岳地域の共同体警察による 代替的司法の挑戦（前編）¹⁾

小林 致 広

キーワード

共同体警察 (policía comunitaria), 共同体権威者地域調整委員会 (coordinadora regional de autoridades comunitarias [CRAC]), 代替的司法 (justicia alternativa), 共同体領域 (territorio comunitario), 制度化 (institucionalización)

Resumen

La Policía Comunitaria de la Costa Chica y Montaña de Guerrero surgió en 1995 para asegurar a nivel regional la protección y defensa de las comunidades ante la inseguridad con respaldo de las organizaciones sociales de la región. En 1998 expande sus funciones a la impartición de justicia y reeducación mediante la Coordinadora Regional de Autoridades Indígenas Comunitarias (CRAIC) y fortalece su estructura institucional generando un Reglamento Interno para operación del Sistema de Seguridad y Justicia y Reeducción Comunitaria. En 2002 cambió el nombre de CRAIC a Coordinadora Regional de Autoridades Comunitaria (CRAC) a raíz de incorporación de varias comunidades mestizas. En 2007, la expansión del territorio comunitario se ha traído la construcción de nuevas dos sedes para equilibrar su servicio. Hasta 2010 la CRAC-PC ha podido consolidar su estructura regional y concretar su proyecto de autonomía ampliando su funciones y estructura. A partir del 2010, los dispositivos de poder del Estado han erosionado la autonomía de CRAC-PC, generando división y desencuentro entre las sedes. Hoy, la CRAC tiene doble perspectiva en juego para mantener su autonomía. a) Sostener su lucha por romper imposiciones y plantear nuevos retos. b) ejercer la reflexión sobre su propio proyecto hacia una crítica reflexiva a la institución.

はじめに

1980年代後半、中南米諸国では先住民による「アイデンティティの運動」が展開され、「先住民の台頭」として語られることもある。先住民問題は文化的多様性の認知という新自由主義的な多文化主義の枠組みで論じられ、各国で先住民に関連する憲法改正が行われ、先住民の文化的多様性の認知が憲法に明記されていく。先住民運動の主要な旗印である自治は、中央政府の脱中央集権化の一環として位置づけられ、自律・自助の規範を掲げる国家は、従来の先住民対策の資金を削減する方針を明確にしていった。世界銀行に代表される国際機関が先住民領域の創設を謳ったように、国際機関や政府はより「根源的な要求」を拒否するため、一部の要求に一定の譲歩をするようになる (Gledhill 2008: 12)。

メキシコでは、1994年のサパティスタ民族解放軍（EZLN）の武装蜂起を契機に、先住民族の権利や文化の認知や国家との関係の再検討が始まったが、2001年4月の反動的な先住民法採択により、集团的権利としての先住民自治の法的認知は実現することはなかった。元国連先住民問題特別委員スタベンハーゲンが「多くの改革、乏しい成果」と指摘するように（Stavenhagen 2006）、先住民族の文化的多様性を憲法で認知するレベルを超える大きな変化は生じていない。

改革の停滞・後退に対して、EZLNや先住民全国議会（Congreso Nacional Indígena, CNI）に結集する先住民運動や組織は、国家によって「認知された自治（autonomía de derecho）」ではなく、「事実としての自治（autonomía de hecho）」の実践を通告することになる。この通告は、文化的多様性を認知した国家が、社会的正義という視点から資源の平等な再分配を要求する自治（autonomía redistributiva）²⁾を認めないことに対する憤りの表出にほかならない。20世紀末以降、未統合のまま取り残された先住民地域の一部で、「挫折国家」が放棄した再分配調整機能を自律的に運営する「事実としての自治」が試みられるようになった。この運動が目指すのは、共同体的な自治運営を通じた「多民族・多文化国家」の構築であるといえよう。

メキシコの「事実としての先住民自治」の代表的実践例は、チアパス州東部でEZLN支持基盤の共同体が展開している運動である。サパティスタ運動が目指した自治的統治（gobierno autónomo）は、大まかには①「習わしと習慣（uso y costumbre）」に基づく司法運営＝司法、②独自予算に基づく資源自主管理＝経済・生産、③固有の価値観や文化に沿った住民参加型教育システム＝教育・文化、④少ない資源を前提とした代替的基礎医療制度の構築＝医療、⑤家父長的・男性優位主義的な政治運営に替わる男女対等の参加＝政治の5部門で展開している。

上記の5部門全般にわたって自治が試みられている事例は、メキシコではチアパス州東部のサパティスタ運動以外には存在しない。試みの多くは、経済的自立を目指す各種の協同組合運動にみられる経済・生産、「インターカルチュラル教育」にみられる教育・文化、医療サービスの未整備に対応する代替的制度を模索する医療、女性のエンパワメントやクォーター制という形での政治参加という分野に集中している。この4分野では、国家が専有してきた権能を民間セクターに委託する傾向が少なからずみられる。皮肉な言い方をすれば、先住民自治の構築を掲げる運動は、対等な資源分配体制の構築に「失敗した無能な国家」の機能を代行するアクターとして登場しているといつてよい。

一方、自治的な形で司法権限を行使している現象はなかなか観察できるものではない。PAN政権下でのメキシコの先住民司法制度に関する改革は、先住民族の司法権行使や自治権を実効的な形で承認する方向に進まず（Hernández, Sieder y Sierra 2013）、先住民司法制度の公認も新自由主義的な多文化主義の枠組みに留まるものだった（Hale 2004）。先住民族の法的多元性を認知する試みとして2002年からプエブラ北部山地の諸地区で試行されている先住民法廷（juzgados indígenas）は、先住民単一言語話者の多い地区における司法手続きにおける通訳者の確保などの経費軽減を目的としていた側面があった³⁾。

本稿では、ゲレロ州海岸山岳部⁴⁾において、司法分野での「事実としての自治」を模索してきた共同体権威者地域調整委員会・共同体警察（Coordinadora Regional de Autoridades Comunitarias-Policía Comunitaria, CRAC-PC）の展開を検証し、現在直面している課題について考察する。

主要道路での犯罪行為から住民を防衛する目的でPC創設することは、1995年10月15日、ゲ

レロ州東部山岳地域のマリナルテベック地区で開催された先住民系共同体の住民集会で決議された。その後、1998年初頭の地域総会で、「習わしと習慣」に基づく共同体的司法を実践する目的で、先住民共同体権威者地域調整委員会（Coordinadora Regional de Autoridades Indígenas Comunitarias, CRAIC）を発足させることになった。やがて、海岸地域のアソユーやマルケリア地区のメスティソ系共同体も参加し、2002年初頭に先住民という形容詞が消え、現在のCRACという名称になった。

CRAC-PC傘下の共同体は徐々に増え、共同体領域（territorio comunitario）はゲレロ州東部に位置する20近くの地区に広がった。2010年代、国家との関係をめぐり、CRAC-PCは深刻な問題に直面し、重大な岐路に立たされることになる。約20年間のCRAC-PCの活動は、①PC組織化とCRAC発足（1995～1998年）、②国家との対立緊張関係（1999～2007年）、③CRAC拡大、制度化と分裂（2008年～）の3期に区分できる。

以下、CRAC-PC組織化の過程を辿りながら⁵⁾、CRAC-PCの組織運営や代替的司法の実践に当たって直面してきた問題点を明らかにしていきたい。PC活動によって犯罪が減少した地域では、生産基盤の充実や移民という新たな社会問題にも対応する必要がでてきた。CRAC-PCは、共同体内や共同体間の紛争解決だけでなく、代替教育、共同体の保健衛生、持続可能な農業や連帯経済の模索、共同体ラジオと通信の整備、さらには多国籍企業による鉱山開発に対する反対運動、教員組織や他の民衆運動との連帯活動も展開してきた。

しかし、PCが前提とする共同体システムは多様な異質性を内包するものであり、共同体の構成員や指導者がPCに託する思いも多様である。現在、CRAC-PC内部には、培ってきた自治体制を深化させ、国家と一定の距離を置き、抵抗能力を強化しようとする自治的潮流と、共同体領域の自治を強化するために連邦・州政府との協力関係を緊密にしようとする潮流が存在している。現在、CRAC-PCが直面する危機は、「共同体的なもの」のあり方の流動性と大きく結びついている。

1. 海岸山岳地域におけるPCの組織化

PCが正式に発足したのは、マリナルテベック地区サンタクルス・デル・リンコン（Santa Cruz del Rincón、以下リンコンと略）で約400名が参加して開催された1995年10月15日の地域集会とされている。集会議事録⁶⁾によると、マリナルテベック、サンルイス・アカトラン（以下サンルイスと略）、アカテベックの3地区の28の共同体の地区委員（comisario municipal）、海岸山岳地域に組織されていた社会組織の構成員などが参加したとされる。参加共同体の多くはトラパネカ（tlapaneca, me'phaa）系で、ミステカ（mixteca, naa savi）系はサンルイス地区の4共同体だった（表1参照）。

(1) PC創設

PC創設集会を主導したのは先住民権威者審議会（Consejo de Autoridades Indígenas, CAIN）⁷⁾と、地域で1980年以降に組織された各種の社会組織⁸⁾である。CAINはトラパコ教区神父マリオ・カンボス（Mario Campos）による司牧活動の過程で結成されたものである。1992年9月にリンコン教区に赴任したカンボス神父は、教区住民の生活状況の向上を目指し、共同体権威者やカテキスタといった指導者と協議を重ねていた。パスカラ・デル・オロ（Pascala del Oro）教区の共同

表 1 PC 創設集会の参加共同体と社会組織

行政地区	現行政地区	参加共同体	当局者
Malinaltepec	Iliatenco	Arroyo S.Pedro, Cerro Cuate, Cerro Tejón, Col.Aviación Col.Sta Cruz, Cruz Verde, El Aserradero, Iliatenco, Tlahuitepec, <Cruztomahuac>	地区委員
	Malinaltepec	El Cocoyul, Potrerillo del Rincón, Rancho Viejo Tierra Colorada, Tilapa	
			Sta. Cruz El Rinón
S.Luis Acatlán	S.Luis Acatlán	Camolotillo, Horcasitas, Pascala del Oro, Potrerillo Cuapinole, Pueblo Hidalgo, Tuxtepec <Cerro Limón>, <Pajarito Grande>, <Xiuhtepec>	地区委員
		Llano Silleta, Tlaxcalixtlahuaca	地区委員
		Buenavista	地区委員, AE, CV
		Hondura Tigre	地区委員, 小学校長
	Iliatenco	S.José Vista Hermosa	地区委員, 先住民女性
Acatepec	Acatepec	Mexcalapa, Tres Cruces	地区委員
社会組織	共同体食糧調達審議会 (CAC), エヒード連合「山の光」(Luzmont), 農民地域連合 (URC), 先住民権威者審議会 (CAIN) コーヒー・トウモロコシ生産者社会連帯組合 (SSS.PCM), 先住民黒人民衆の抵抗 500 年ゲレロ審議会 (CG500ARI)		

<Xiuhtepec> は手書き記入, **Buenavista** ボールド体はミステカ系共同体,
AE: エヒード当局, CV: 監視審議会

体も加わり, 教区内 28 共同体で構成されていた CAIN も 41 共同体まで拡大し, CAIN の活動は, 社会・経済から, 文化・政治まで拡大し, 生活改善の一環として地域の安全性の確保が緊急課題として認識されていく。

1992 年以降, 海岸と山岳を結ぶ主要幹線 (マルケリアートラパ間) 一帯では, 住民に対する犯罪集団の襲撃事件が日常化し, 地域の農産物の生産・流通組織は強奪を目的とした襲撃への対応に苦慮していた。地区・州政府当局の無対応に対し, 経済組織だけでなく, 先住民黒人民衆の抵抗 500 年ゲレロ州審議会 (CG500ARI) といった政治文化組織を含め, 地域の安全性の確保に関する協議が重ねられていく。1995 年 2 月上旬, CAIN, 生産組織や社会組織のメンバーは, 地域の安全性を確保するための地域集会を開催し, さらに 6 月になると CAIN, 社会組織, 共同体の地区委員が参加した拡大地域集会がパスカラ・デル・オロで開催された。6 月 28 日のアトヤック地区アグアス・ブランカス (Aguas Blancas) で起きた州警察による農民虐殺事件⁹⁾ は, 地域の安全性の確保に関しては上級行政機関に何も期待できないことを明らかにした。

9 月 12 日のパスカラ・デル・オロでの地域集会では, 社会組織の関係者と地区委員 36 名が出席し, 地区警察の再編と共同体による自主防衛組織の構築が提起され, 上級機関に頼ることなく当事者で解決策を模索する方針が確認された。9 月 17 日のサンルイスでの地域集会では, 州機動警察の解体要求が出され, 社会組織調整委員会 (Coordinadora de Organizaciones Sociales, COS)¹⁰⁾ を立ち上げ, 共同体独自の治安・司法運営・再教育システム (Sistema de Seguridad, Impartición de Justicia y Reeduación Comunitaria) を構築する方針が採択された。9 月 24 日のトラシュカリストラワカ (Tlaxcalistlahuaca) での地域集会, 10 月 2 日のサンルイスでの「安全とサービスに関するフォーラム」を経て, 10 月 15 日, リンコンで PC 創設集会が開催されることになる¹¹⁾。

創設集会では、海岸山岳地域の住民の移動や生活が脅かされている状況に対処するため、暴力事件が頻繁に起きている主要道路の警備を目的とする PC を各共同体で組織していく方針が採択された。州政府や州政府など上級の統治機構から「非合法」とされかねない PC 組織化は、先住共同体や先住民地域の自治や自決権を定めたメキシコ憲法第 4 条、国際労働機関 169 号条約に基づく「合法的」なものであることが強調されている。

(2) PC の補助警察としての公的認可

PC 創設決議後、18 の共同体で PC が組織されていたと指摘されている（Martínez Sifuentes 2001: 42）。このことは、PC 創設決議に基づいて、直ちに PC が組織できなかった共同体もあったことを意味する。実際、アカテペック地区の 2 つの共同体は、2008 年までの CRAC-PC 傘下の PC のリストでは確認できない。一方、サンルイス地区オルカシタス（Horcacitas）やクアナカシユティトラン（Cuanacaxtitlán）のように、創設集会の前から PC が組織化されていた共同体もあった¹²⁾。乗合自動車の警護と道路の巡回を任務とする PC が携行できたのは、マチェーテ、猟銃、ライフルという程度の武器だった。当初、PC メンバーは当局から違法な武装集団とみなされないため、自前の武器登録書をつねに携帯していた。上級統治機構から「非合法」とされかねない活動への参加に躊躇があり、PC に対する共同体全体の合意形成は容易ではなかったといえよう。

1995 年 10 月、機動警察廃止、機動警察に代わる PC 設置、PC 育成と報酬提供などを要求するため、代表者は州検察当局に赴いたが、当局は無反応だった。しかし、1996 年 10 月、サンルイス地区で民主革命党（PRD）系のヘラルド・レジェス（Geraldo Reyes García, 1996 年 10 月～1999 年 9 月）が首長に就任すると、地区当局の PC への対応に変化が見られだした。地区首長は、PC を地区政府の補助組織として活用する方針を打ち出し、身分証明書発行や各種の便宜供与を図るようになった。一方、1996 年 6 月末、ゲレロ州各地で人民革命軍（EPR）が登場し、州政府の PC への対応に変化が見られだした。アグアス・ブランカス事件で引責辞任したルベン・フィゲロア（Rubén Figueroa Alcocer, 1993/4～1996/3）知事の代行になったアンヘル・アギーレ（Ángel Aguirre Rivero, 1996/4～1999/3）は、PC のある共同体で襲撃や家畜泥棒が減少していることを評価し、地域の治安確保の末端組織として PC が利用できると考えていた。

1996 年 10 月末、知事代行は州治安担当部局とともに PC 代表団と会見し、PC への武器証明書発行や武器供与、訓練を提供するという合意ができた。1996 年 11 月以降、PC の地域集会には州警察長が出席するようになった。同年末にはマルケリア地区クルス・グランデに駐留する連邦軍から簡単な軍用銃が供与され、1997 年春から、州警察、交通警察、連邦軍による PC の教育訓練やセミナーも実施されるようになった。1997 年 3 月 24 日、サンルイスを訪問した知事代行は、PC の制服 70 着を贈呈し、武器提供を申し出ている¹³⁾。

初期の PC の活動においては、共同体間相互の連携はほとんど見られなかった。地区委員の管轄下にある共同体の PC メンバー（6～12 名）は、PC 司令官の指揮のもと、単発銃、ライフル、マチェーテを手にして、乗合自動車の警護や徒歩による道路巡回を実施していた。しかし、相互の活動を調整する必要性から、1997 年 4 月の地域総会において、PC 指揮官と PC メンバー 3 名で構成される執行委員会（Comité Ejectivo）が発足し、警護巡回の輪番の組織化や調整を担うことになった。PC が共同で行う警備活動は 1997 年 5 月から始まり、7 月の集会では、巡回ルートを設定することも確認された。1997 年後半、地区・州政府や連邦軍からの援助を受けながら、

PCはサンルイス地区とマリナルテベック地区では、地区の予防司法警察（*policía preventiva y ministerial*）として展開するようになった。PCは、守護聖人祭の警備、経済組織の運送の警備、社会組織の職員や地区首長の警護までも担うようになった。1997年8月から、PCは週間報告を地区当局、地区当局は月例報告を州の上級機関に上げる体制が確立された。

II. 共同体的治安・司法運営・再教育システムとCRAC創設

州政府など上級機関とPCの地域集会の代表者の間で「事実としての協力関係」が成立し、地域の治安と住民の安全を確保するためのPCの基盤整備は一定の前進を見た。しかし、地区の治安・司法担当部局との関係は複雑だった。1997年まで、摘発した強盗、家畜泥棒、暴行などの犯罪者は、地区の司法担当局（*Ministerio Público*）に引き渡されていた。多くの場合、正式な告発がないという理由¹⁴や賄賂まがいの保釈金で、司法手続が行われないうまま、犯罪者たちは釈放されていた。逆に、「個人の自由剥奪」と告発され、PCメンバーが拘束されることもあった。一方、少量のマリワナ携帯、家庭内暴力などの軽犯罪は取り上げられないか、保釈金を強要されていた。

(1) CRAIC創設と法人組織CRAI結成

1997年11月にサンルイス地区トゥステペック（*Tuxtepec*）で拘束されたマリワナを少量携帯した若者に対して、共同体当局とPC執行部司令官は、若者の家族も参加した共同体集会で、複数の共同体での社会奉仕を行った後で、あらためて社会復帰の可能性を検討するという措置をとった。これを契機に、拘束者を地区司法担当局への即時引き渡すという方針を見直し、拘束者への司法措置のあり方が地域集会においてを検討されるようになった（*Gasparello 2007: 102*）。

軽犯罪者の更生や社会復帰という面で、既存の司法体制による罰金・懲罰というシステムが機能不全状態であり、州や地区の警察・司法当局に何も期待できない状況に対して、共同体による独自の司法運営（*impartición de justicia*）と再教育（*reeducción*）を模索する必要性は強く認識されていた。1998年2月のポトレリージョ・コアピノーレ（*Potrerrillo Coapinole*）の地域総会で、共同体から選出された地区委員による地区権威者委員会（*Comité de Autoridades Municipales*）と地区委員委員会（*Comité de Comisarios*）を発足させることが決まった。委員会は、基盤整備・保健衛生・生産・道路など日常生活や司法の分野における地域発展を推進するため、各種の社会組織と調整する役割をもつことになった。

司法運営にあたって共同体相互の調整のために組織されたCRAICは、上記の地区委員委員会と執行委員会で構成され、前者が先住民法規に基づく司法運営、後者が治安維持・警察権執行を担うことになっていた。一般的に調整委員（*coordinador*）と呼ばれる地区委員委員会は6名で構成され、地元の地区委員との兼務や司法手続きに伴う危険性を考慮し、任期は1年とされた。CRAIC発足を契機に、サンルイス地区当局から、地区役場に近い場所に800平米の敷地が提供され、1階建てのCRAICの事務所とPC詰所が設営された¹⁵。

共同体の治安・司法運営・再教育システムは、1998年2月のCRAIC発足と同時に確立したわけではなく、徐々に整備されていった。1998年8月の地域総会で、先住民共同体の治安システム（*Sistema de Seguridad Pública Comunitaria Indígena*）に関する内規を作成する必要性が取り上げられた。翌1999年9月にイリアテンコ（*Iliatenco*）で開催された「1995 - 1999年度PC活動評

価集会」の場で、内規案が正式に提示された。その後、各共同体から選出された代表者で構成される内規検討改定委員会が2001年度から検討を重ね、トラパに本拠のある人権組織トラチノリヤンや全国先住民庁の助言に基づいて、2003年にCRAC-PC内規は正式決定されることになった¹⁶⁾。

1999年のイリアテンコでの評価集会では、PC活動に必要な財政的基盤を確立する必要性も議論された。予算財政部会では、資金を集める方策として、募金、生産プログラム実施、接収家畜の売却、サンルイスとマリナルテペック地区へ立ち入る商業用車両の料金所設置などが検討された。しかし、地区・州政府や非政府組織などからの資金調達以外に有効な方法は見つからず、公的機関からの支援受け入れ窓口として法人組織を発足させることになった。ゲレロ州山岳海岸先住民権威者地域調整委員会（Coordinadora Regional de Autoridades Indígenas de la Montaña y Costa Chica de Guerrero, A.C., CRAI）は2000年12月に法人として正式認可され、2001年から、外部からの財政的支援をもとに各種の部会活動を展開できる法人組織体制が整った¹⁷⁾。

(2) CRAC 名称変更と PC 取り込み策動

先住民共同体治安システムに関する内規策定が直ちに進展しなかった背景には、CRAIC-PCの活動を取り巻く州・地区レベルの複雑な政治状況が関係していた。1999年10月、サンルイス地区首長にはPRI派アブディアス・アセバド（Abdías Acevedo Rojas, 1999/10～2002/9）が就任した。2000年3月20日、PCはサンルイス地区のメスティソの有力牧畜業者を盗難家畜買取りの嫌疑で拘束した。一方、牧畜業者の家族や牧畜業者連合はPCの行為を「自由の剥奪」として全国人権委員会や司法担当局に告発した。一週間後、軍は巡回に出ようとしたプエブロ・イダルゴ（Pueblo Hidalgo）のPCメンバーを武装解除し、拘束された牧畜業者は10日未満で脱走し、PCも賄賂で拘束者を釈放しているという噂も流れ出した。

大統領選挙キャンペーン終了後、畜業者連合の支持を背景に、州政府は本格的にCRAIC-PC関係者に対する迫害を展開することになった。州司法警察は、2000年7月にマリオ・カンボス神父、9月にCRAIC審議官ブルーノ・プラシド（Bruno Plácido）をでっち上げの容疑で逮捕し、10月には、牧畜業者拘束の容疑でPC地域司令官アグスティン・バレラ（Agustín Barrera）も逮捕された。翌2001年2月11日には、サンルイス地区司法警察が牧畜業者拘束という越権行為で、地区委員交替式に出席した前調整委員6名のうち5名が拘束される事態が発生した。抗議に集まった約千名のPCと地区司法警察との武力衝突は、州当局の仲介で回避され、CRAIC-PCとPRI派地区政府の折衝で、拘束されていた5名は釈放された。その際、メスティソが多く居住するサンルイス地区主邑は地区司法担当局、先住民が多い周辺部はCRAICが司法運営を担当するという相互不干渉を定めた棲み分けが成立したとされる。

PCが組織された共同体のすべてが、国際労働機関169号協定で自決権・自治権を保証されている先住民共同体ではないことは明白であった。従来から、PRI派の地区首長などによって、PCにはメスティソに対する司法権限がないという言説が振りまかれていた。2010年3月のメスティソの地方ボス拘束を契機として、CRAICはメスティソ系共同体に対してもPC組織に結集するよう呼びかけていた。その結果、サンルイス地区南部に分布するメスティソ系共同体がCRAICの傘下に集まるようになった¹⁸⁾。同時に、共同体領域におけるメスティソの犯罪者への司法措置に関してもCRAIC-PCが対応できるようにする必要性も強く認識されていった。こうして2002年初頭、CRAICからCRACへの名称変更が行われることになった¹⁹⁾。先住民共同体という「民族集团的

(étnico)」な枠組みでの治安・司法運営・再教育システムから共同体という枠組みに変更された意味は、検討に値するかもしれないが、この変更の背景には州当局が展開した一連の PC 取り込み策動が潜んでいた。

2002年2月26日に開催された CRAIC 関係者との会合の場で、州政府内務局長は、CRAIC の司法運営基準を定めた内規の不備を指摘し、CRAIC が合法性を欠如しているとして、PC の武装即時解除か、地区当局管轄下の地区予防警察 (policías preventivas municipales) への統合という 2 者択一の最後通牒を突きつけた。CRAIC 執行部は傘下の共同体の意向を打診しなければ回答できないとして、協議のための猶予期間を要請した。

サンルイス、マリナルテベック、アソユー、メトラトノック²⁰⁾の4地区の協議では、①PC 消滅に賛成か? ②家族が蹂躪・殺害・暴行されるのを見たいか? ③州政府の意図する PC 地区予防警察への編成に賛成か? ④PC という民衆プロジェクト消滅を見たいか? という4項目への賛否が問われた (Rojas 2002)。協議では最後通牒拒絶が大半を占め、マルケリア、アカテベック、アユートラ、トラコアパ、アトラマハルシゴ地区の関係者からは、CRAIC-PC 参加の打診があった。一方、2000年末発足の PAN 政権の全国先住民開発委員会 (CDI) 総裁からは、CRAIC-PC 支持という確約も取り付けていた。

2002年3月21日、サンルイスで開催された第2回「共同体司法治安制度」集会には、4千人を超す先住民が参加し、口々に PC 存続を主張した。PRD 派のマリナルテベック地区首長は「先住民であれ、メスティソであれ、我々は安全を必要としている。暴力に疲れ切った人民は平和と平静を求め PC を結成した」と述べ、サンルイス地区の PRI 派首長も「地区議会は PC を認めてきた」と述べ、州政府の方針に対する不支持を表明した。

2002年10月、サンルイス地区首長にヘナロ・バスケス (Genaro Vázquez Solís) が就任したことで、2003年から2006年頃まで比較的安定した状態が続くことになる。元ゲリラ運動指導者ヘナロ・バスケスを父とする首長は、地区治安担当部長として CRAC 顧問ブルーノ・プラシドを登用し、兄シリロ・プラシドを公共事業監査室広報官に任命した。PC 活動を踏まえ、ブルーノは治安問題を管轄する総会 (Asamblea General) 創設を立案し、地区市民が自治的に運営する形に構造改革することを提案した。この提案は州当局が画策してきた PC の地区予防警察化と実質的に差がないという批判を CRAC 側から受けることになった。

州当局による PC の制度内取り込みの策動は断続的に展開していった。2004年6月、州当局は、PC の拘束者をまとめて収容する社会復帰センター施設を設置し、所長に CRAC-PC 関係者を指定し、PC に俸給を支払うという提案を行った。「再教育」が組み込まれていない提案は、当然ながら CRAC 側によって拒否された。PRD 派のカルロス・トレブランカ (Carlos Torreblanca, 2005/4 ~ 2011/3) の州知事就任以降も、同様の試みは継続している。2007年2月公布の州治安法 (Ley de Seguridad Pública de Guerrero) には初めて PC という文言が登場している。地区政府の治安サービス定めた同法 18 条は、サービス提供できない街区 (delegación) や共同体では、構成員で組織された予防共同体警察 (policía comunitaria preventiva) 創設が可能とされている (Sierra 2013: 165)。

(3) CRAC 体制の拡大と 3 管区体制

CRAC-PC の活動を知り同様の試みを展開してもらうため、2003年初頭からメトラトノッ

ク、オコアパ、トラコアパ、トラパ地区などで、先住民民族・共同体・権威者集会（Asamblea de Pueblos, Comunidades y Autoridades Indigenas）が開催されていた。集会を呼びかけたのはサンルイス地区首長ヘナロ・バスケスとシャルパトラワク（Xalpatlahuac）司教区に転任していたマリオ・カンポス神父だった。しかし、CRACの治安維持活動や司法運営を他地区に広めようとする試みは、CRAC-PC全体から支持を受けるものではなかった。CRACの顧問審議会は、創設期のPCを支えていたCOSのような社会組織が育っていない地区にCRAC-PCモデルを適用する危険性を指摘していた。

1998年から2007年までの10年間で、PCの組織された共同体がある地区は4から10に増えている。CRAC-PC管轄地域の周辺・遠隔地の共同体の住民にとって、民事・刑事面にわたる事案の相談や裁定のため、サンルイス地区主邑のCRAC-PC事務所に行くことは大きな負担であった。新規にCRAC-PC傘下に入ったメトラトノック地区の住民にとっては、マリナルテベック、メトラトノックやトラパの地区司法担当局に行くほうが、サンルイスにあるCRAC-PC事務所に出かけるより、時間的にも経済的にも便利という状況であった。また、最高意思決定機関とされる地域総会に参加しにくかったことは言うまでもない。こうしたアクセス面での不平等を解消することが焦眉の課題となっていた。

2006年11月末にオルカシタスで開催された評価委員会において、周辺地域からのアクセスを容易にするため、共同体領域を海岸・高地・ミステカという3つに区分し、新たに共同体司法治安事務所（Casas de Justicia y Seguridad Comunitaria、以下司法事務所と略）を創設する方針が提起された。また、司法運営の専門性と継続性を確立するため、従来は地区委員が兼務していた地域調整委員には司法の実務能力や経験をもち一定の役職を経験したことのある者を充当するという方針が定まった。また、司法運営の継続性を保つため、地域調整委員の任期を3年に延長し、共同体、仕事、家族から離れる3年間の奉仕に一定の報酬を支払うことも決まった。地域調整委員だけでなく、地域司令官の任期も3年とすることになった。

2007年3月、新体制における最初の地域調整委員と地域司令官が指名され²¹⁾、司法事務所が設置される場所も決まった。従来のサンルイス地区タマリンドにあった事務所は、海岸部の共同体を統括するサンルイス管区と3管区全体の司法事務所を兼ねることになった。同年6月、トラパーマルケリアを結ぶ幹線道路のトレス・マリアスにあったPC連絡事務所は閉鎖され、文書類はエスピノ・ブランコ（Espino Blanco）に設置された高地トラパネカ系共同体を統括する司法事務所に移管された。高地のミステカ系の共同体の統括事務所としては、シトラルテベック（Zitlaltepec）の司法事務所が当たることになった。

2007年10月には各管区に配当される共同体が発表された。サンルイス管区の共同体の数が23ともっとも多く、次いでエスピノ・ブランコ管区の19となっている。シトラルテベック管区には、メキシコの中で最貧地区とされるメトラトノック地区とコチョアパ・エル・グランデ地区の12の共同体が属していた。こうして、2007年11月から3管区体制が正式にスタートすることになった（表2、地図1参照）。管区の活動の調整、開発計画や地区役場からの資金の受付や分配管理のため、地域調整委員、地域司令官、法人代表、審議委員各1名で構成される地域調整委員会（Comité Coordinador）の設置も決まっていたが、現在まで機能していない。

表 2 PC 参加共同体の変遷 (1995 ~ 2008 年)

地区	2008	2007*	2003	2001		地区	2008	2007*	2003	2001	
San Luis Acatlan	<u>Buena Vista</u>	S	o	o	1	Iliatenco	<u>S. J. Vista Hermosa</u>	S	o	o	21
	<u>Camalotillo</u>	S	o	o	2		Arroyo S. Pedro	S	o	o	22
	<u>Horcasitas</u>	S	o	o	3		El Aserradero	E	o	o	23
	<u>Pajarito Grande</u>	S	o	o	4		Cruztomáhuac	E	o	o	24
	<u>Pascale del Oro</u>	E	o	o	5		Tlahuitepec	S	o	o	25
	<u>Potrerrillo Coapinole</u>	S	o	o	6		Cerro Tejón		o	o	26
	<u>Tuxtepec</u>	S	o	o	7		Loma Cuapinole			o	
	<u>Tlaxcalixtlahuaca</u>	S	o	o	8		Alchipahuac			o	
	<u>Xihuitepec</u>	S	o	o	9		Cerro Cuate			o	
	<u>Llano Silleta</u>		o	o	10		Malinaltepec	<u>El Cocoyul</u>	E	o	o
	<u>Pueblo Hidalgo</u>		o	o	11	<u>Rancho Viejo</u>		E	o	o	28
	<u>Arroyo Cumiapa</u>	S	o	o	12	<u>Potrerrillo del Rincón</u>		S	o	o	29
	<u>Coyul Chiquito</u>	S	o	o	13	<u>Sta. Cruz El Rincón</u>		S	o	o	30
	<u>Cuanacaxtitlán</u>	S	o	o	14	<u>Tilapa</u>		E	o	o	31
	<u>El Carmen</u>	S	o	o	15	<u>Tierra Colorada</u>		E	o	o	32
	<u>Miahuichán</u>	S	o	o	16	Colombia de Guadalupe		E	o	o	33
	<u>Río Iguapa</u>	S	o	o	17	Espino Blanco		E	o	o	34
	<u>Yoloxóchitl</u>	S	o	o	18	Mesón de Ixtlahuac		E	o	o	35
	<u>Arroyo Mixtecolapa</u>		o	o	19	Alacatlazala		E	o	o	36
	<u>Jolotichán</u>	S	o	o	20	Monte de Olivo	E			37	
<u>Cerro Limón</u>			o		Rancho Nuevo	E			38		
<u>Mixtecapa</u>			o	o	S. D. Vista Hermosa				39		
<u>Tierra Blanca</u>			o	o	Unión de las Peras Loma Mamey Tapayoltepec					c	
<u>Hondura Tigre</u>				b							
<u>Loma Bonita</u>			o						o		
<u>S. Luis Acatlan</u>	S						E			d	
Metlatónoc	Chilixtlahuaca	Z	o		42	Marquelia	Caplín Chocolate	S	o	o	40
	Llano de las Flores I	Z	o		43		Zoyatlán	S	o		41
	Llano de las Flores II	Z			44	Cochoapa	Llano Perdido	Z			54
	S. Marcos	Z	o		45		Dos Ríos	Z	o		55
	Zitlaltepec	Z	o		46		S. Lucas	Z			56
	El Coyul	Z			47	Copanatoyac	Ocoapa	E			57
	El Zapote	Z			48		Oztocingo		o		58
	Francisco I. Madero	Z			49		Copanatoyac				59
	Lagunilla Yucutuni	Z			50		Tlaquetzalapa				60
	Llano Parota			o	51		Ocotequila				61
	Ojo de Pescado			o	52	Atlamalcingo	Hueheutepec		o		62
	Metlatónoc				53		S. Isidro Labrador	E			63
	<u>No Savi Cani</u>			o			Zilacayotitlan				64
	<u>Ojo de Luna</u>			o		<u>Loma Perico</u>			o		
	<u>Plan Buenavista</u>			o		Tlapa	S. Miguelito	E			65
	<u>Sta. Cruz Cafetal</u>			o			Xalpatláhuac	Xalpatláhuac	E		
	<u>Ithia Ndichikoo</u>			o							
	<u>Lázaro Cárdenas</u>			o							

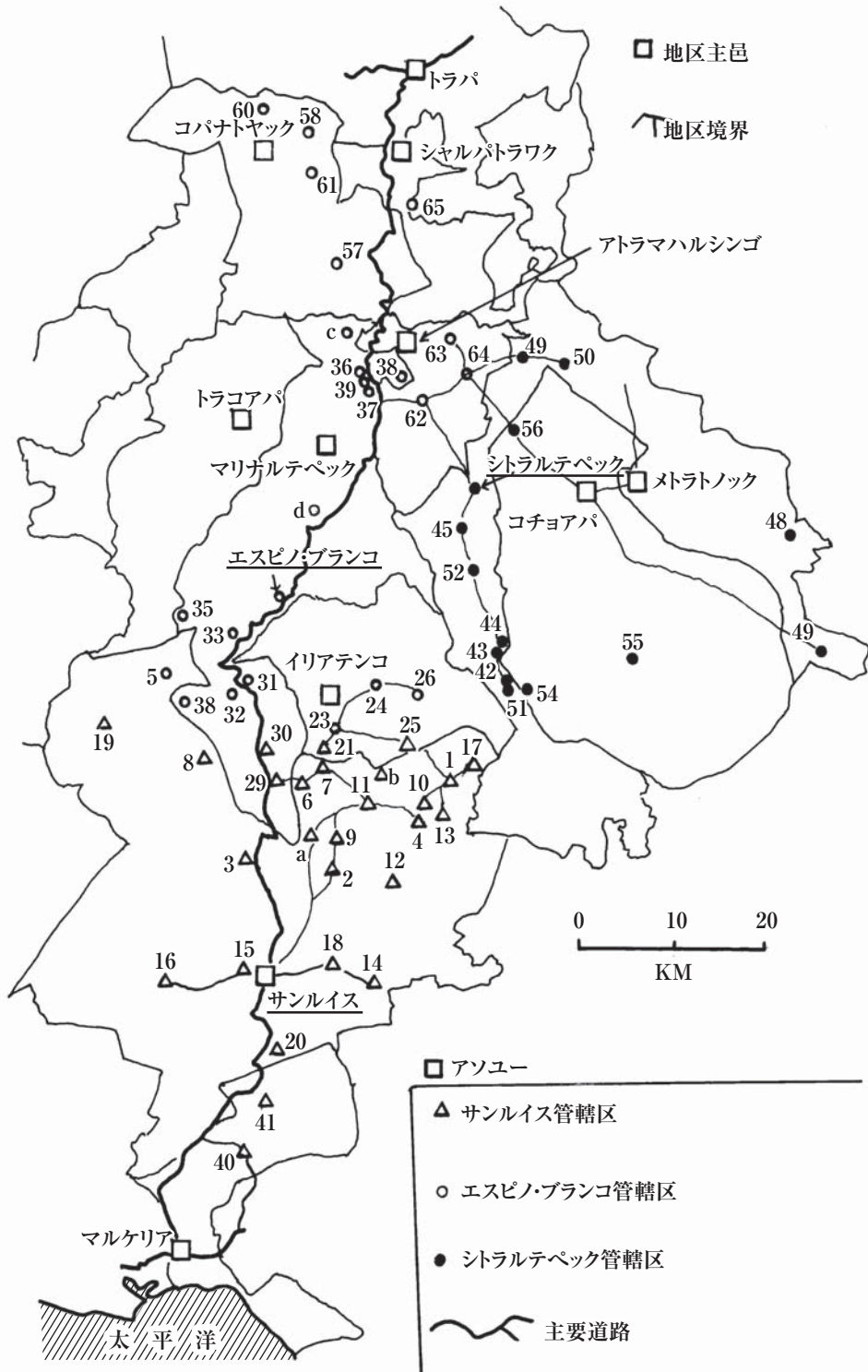
Buena Vista 下線は 1995 年 PC 創設時の参加共同体。

塗りつぶしの部分は 2008 年以前に参加の記録のあるもの。

番号は地図 1 に対応。

* S: サンルイス・アカトラン管区 E: エスピノ・ブランコ管区 Z: シトラルテベック管区

出典 : CRAC 1995; Martínez Sifuentes 2001: 35-37; Tlachinollan 2004: 113; CRAC 2007; Morales Sánchez 2009: 73-75



地図1 CRAC-PC 参加の共同体の分布（1995～2008年）
番号は表2に対応。

注

- 1) 本研究は前編と後編からなる。今号（前編）では、Ⅱ章まで掲載する。Ⅲ章以降と参考文献は、次号（後編）に掲載する。
- 2) Díaz Polanco (2004) が提起したこの概念は、サパティスタの自治教育に関する研究で援用されている (Cerdeña García 2011: 276-280)。
- 3) 2002 年以降プエブラ州北東部山地のクエツアランやウェウエトラの先住民法廷に関しては、Maldonado y Terven (2008), Chávez y Terven (2013) らの報告がある。
- 4) ゲレロ州は通常 7 地域に区分され、海岸部はアカプルコより西側のコスタグランデと東側のコスタチカに分かれる。断らないかぎり、本稿での海岸部はコスタチカを指すものである。
- 5) 以下の記述は、CRAC-PC (公式ウェブサイトとフェイスブック、広報誌)、CRAC 創設派 (公式サイトと系列広報誌 *Luciérnaga*)、山岳部人権組織トラチノリヤンや「平和のための国際サービス (SIPAZ)」の情報、ならびに Martínez Sifuentes (2001), Gasparello (2007), Reyes y Castro (2008), Morales Sánchez (2009, 2013), Sánchez Serrano (2012), Hernández Navarro (2014) らの研究に基づく。データに齟齬がある場合、妥当と思われるものを採用した。
- 6) 署名の最初の 2 枚はタイプで、28 共同体の地区委員と 6 つの社会組織の署名公印がある。3 枚目は手書きで、4 共同体の地区委員、エヒード当局者、監視委員会、小学校校長の署名公印がある。
- 7) CAIN は 1992 年 12 月創設という説があるが、マリオ・カンボス神父がインタビューで述べているように、公式には、1994 年 2 月 13 日に発足している (Sánchez Serrano 2013: 203; Márquez Zárate 2009: 145)。
- 8) 表 1 に示したように生産組織として Luzmont (1983 年創設), SSS.PCM (1989 年結成), URC (1991 年結成)、流通組織として CCA (1985 年結成) がある。
- 9) 南部山地農民組織の農民 17 名が州警察の待ち伏せ攻撃で殺害された。1996 年 3 月、知事ルベン・フィゲロアは引責辞任、アンヘル・アギーレが知事代行となった。
- 10) 当初、COI は CAIN のカンボス神父と Luzmont, CR500ARI, URC, CAC, SSS.PCM の派遣委員で構成されていたが、1996 年から各組織の PC 推進専任委員 (3 年任期) によって構成された。
- 11) 中学校から帰宅中に集団暴行のすえ殺害された少女の追悼・抗議集会であった集会には、招待された地区首長、地区警察、地区裁判所、地区検察庁などの上級機関当局の参列はなかった。
- 12) クアナカシュティトランの道路補助警察の最初の活動は、独立記念日前後のサンルイスまでの警備だった (Chávez 2014a; Peral y Ortega 2006)。同地区の地区委員は署名簿になく、地区委員の署名がない共同体も PC 創設集会に参加していた可能性がある。
- 13) 実際には旧式単発銃 18 丁だけ提供されただけで、メキシコ国籍でない Luzmont 顧問を排除せよという圧力があつたが、彼は CRAI 発足まで COI 地域調整委員を務めた (Chávez 2014b)。
- 14) 司法担当局への提出書類作成に必要なスペイン語識字能力のない人物が PC メンバーにはいた。
- 15) 事務所は通称タマリンドと呼ばれるもので、PRD 派地区当局はトラックや通信機材も提供した。
- 16) 2007 年や 2009 年にも条文付加などの修正が行われている。本稿では、内規として 2007 年の年次総会で採択されたものを参照した (Morales Sánchez 2009: 135-165)。
- 17) 法人 CRAI は、代表、事務長、会計と広報官 3 名と執行協議会で構成された。2001 年度、INI (4 万ペソ)、人権組織トラチノリヤン (4 千ペソ) のほか、サンルイスとマリナルテベック地区から月 6 万ペソと 1 万ペソの援助があつた (Gasparello 2007: 134-135)。
- 18) メスティソ系とされるサンルイス地区南部やマルケリア地区のカプリン・チョコラーテヤソヤトランといった共同体でも、先住民言語は話されていないものの、共同体集会、宗教祭礼、集団労働など「先住民的慣行」が堅持されている。

- 19) 名称変更の時期に関してはメスティソ系共同体が参加した1999年説と2011年3月説があるが、実際には2002年2月の最後通牒を契機としていた（González 2014; Chávez 2014b; Mercado 2014）。
- 20) 正副司令官と隊員4名で構成される村落警察（Policía del Pueblo）があったメトラトノック地区の10共同体は、2001年にCRAIC-PCに正式参加した。
- 21) 各管区の地域調整委員の数は当初3名だったが、3管区体制の第Ⅱ期（2010/3～2013/2）発足時はサンルイス管区4名、他2管区3名になり、現時点では各管区とも4名となっている。

